

## 船橋市消防団運営費交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、消防団に対し、船橋市消防団運営費交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、消防組織の充実、消防団の円滑な運営及び消防団員の資質の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 消防団 船橋市消防団の設置等に関する条例（昭和40年船橋市条例第15号）第2条の規定により設置された機関をいう。

(2) 交付事業 次に掲げる事業をいう。

ア 災害予防の広報事業

イ 消防団員の資質向上を図るための事業

ウ 防火及び防災知識の普及徹底に関する事業

エ その他消防団の運営に必要な事業

### (交付金の交付)

第3条 市長は、交付事業を行う消防団に対し、交付金を交付する。

### (交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において別に定めるものとする。

### (交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者は、船橋市消防団運営費交付金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 消防団の交付事業に係る計画書

(2) 消防団に係る予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類の内容及び状況をあらかじめ確認することができるときは、これらの添付書類の一部を省略させることができる。

### (交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市消防団運営費交付金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請した者に通知する。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による交付金の交付をする旨の決定の通知を受けた者は、船橋市消防団運営費交付金交付請求書（第3号様式）により、市長に請求しなければならない。

(変更等の承認)

第8条 第6条の規定による交付金の交付をする旨の決定を受けた者は、交付事業の計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするとき又は交付事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、船橋市消防団運営費交付金交付事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）により、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 第6条の規定による交付金の交付をする旨の決定を受けた者は、交付事業が完了したときは、船橋市消防団運営費交付金交付事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、既に交付した額が実際に交付事業に要した額を上回るときは、当該上回る額を返還しなければならない。

- (1) 交付事業に係る報告書
- (2) 交付事業に係る決算書
- (3) 交付事業に要した経費を明らかにする書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し等)

第10条 偽りその他不正の手段により交付金の交付をする旨の決定を受け、又は交付金の交付を受けた者がいるときは、市長は、交付金の交付をする旨の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。